



# PFOS等含有泡消火薬剤の 代替促進に向けた取組状況等について

令和8年8月27日

環境省大臣官房環境保健部



# PFAS対策の基本的方向性

令和7年2月12日 中央環境審議会総会第33回 資料3-④ から一部更新

- PFAS対策については、国内外の**健康影響に関する科学的知見及び対策技術等の継続的な収集**を図りつつ、科学的根拠に基づく対応と国民へのわかりやすい情報発信を図る
- 具体的には、関係省庁とも密に連携しつつ、「**環境中への新たな排出抑制**」「**健康影響の未然防止**」「**更なる汚染拡大の防止**」「**リスクコミュニケーション**」の**4つの柱**で取組を推進

## ①環境中への新たな排出抑制 「作らない・出さない」

- POPs条約において、予防的な取組方法に基づき廃絶対象となった（なる）ものについて、化審法において、製造・輸入を原則禁止（PFOS(H22), PFOA(R3), PFHxS(R6), LC-PFCA(R8))
- 今後も、廃絶対象となった物質について、迅速に対応
- PFOS等含有泡消火薬剤の在庫量調査（国及び地方公共団体）、パンフレットを活用した適正管理・代替製品への切り替えの促進

## ②健康影響の未然防止 「摂取しない」※

- 人への曝露は、主に経口摂取であることが指摘されており、飲料水・食品への対応が重要
- 水道水中のPFOS及びPFOAについて、水質検査・遵守の義務がある水道水質基準へ引き上げ（R7.6、施行はR8.4.1）
- PFAS血中濃度と健康影響等との関連について、環境研究総合推進費等を活用した研究（R6～R8）を推進

※耐容一日摂取量や目標値等を超過する量のPFOS等

## ③更なる汚染拡大の防止 「広めない」

- 公共用水域・地下水におけるPFOS及びPFOAに関する指針値（暫定なし）を設定（R7.6）
- 環境モニタリングを強化し、暫定目標値を超過した場合に、対応の手引き（R8.6第3版）に基づき、飲用摂取防止等を実施
- 環境中濃度の低減のための対策技術の実証結果をまとめた技術集を公表（R8.6）

## ④リスクコミュニケーションの推進 「正しく知る」

- 河川や地下水などの水環境において、高濃度のPFASが検出されている事例が確認されていることから、住民の不安に寄り添い、透明性を確保しながら適切な情報発信が必要
- 国民向けのQ&A集を作成、周知（R5.7～）
- PFASハンドブックを作成、地方公共団体・水道事業者等へ周知（R7.3～）

## PFOS等含有泡消火薬剤の在庫量と代替促進の取組



関係省庁・関係団体と協力しつつ、PFOS等含有泡消火薬剤の代替に向けた取組を進めている。

| 泡消火薬剤の使用者                | 代替促進の取組                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消防機関                     | 全国の消防本部が保有するPFOS含有泡消火薬剤について、2025年9月に交換・処分完了。<br>消防庁は、PFOA含有泡消火薬剤を保有する消防本部に対し、2028年度末までに現在保管しているPFOA含有泡消火薬剤を全て廃棄する計画を作成するよう依頼している。                                                                                                                                                                     |
| 空港<br>(会社、国、特定<br>地方、地方) | 国土交通省は、国が管理・運営する空港において、2024年度までにPFOS等含有泡消火薬剤の交換・処分を完了。<br>また、国が管理する空港のうち民間による運営がなされている空港においても廃棄が進んでおり、2027年度までに交換・処分が完了する計画であること、会社管理の空港のうち、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港については、規制対象の泡消火薬剤を所有していないことを把握している。<br>地方管理空港管理者等に対しても、交換・処分を働きかけてきたところであるが、毎年度、PFOS等を含む泡消火薬剤の交換・処分の状況を把握し、早急に処分が進むよう働きかけを強化することとしている。 |
| 自衛隊関連施設                  | 防衛省は、全ての自衛隊施設において、2024年9月末までにPFOS含有泡消火薬剤の交換・処分を完了。2026年3月、「防衛省における有機フッ素系泡消火薬剤処理実行計画」を策定し、2031年度末までにPFOA含有泡消火薬剤を有機フッ素化合物を原料としない泡消火薬剤への交換又は水消火設備への移行を進める。                                                                                                                                               |
| 石油コンビナート<br>等            | 経済産業省は、石油コンビナート等事業者に対し、パンフレットの配布等により、PFOS等含有泡消火薬剤の交換・処分を働きかけている。加えて、関係する業界団体に対して、PFOS等含有泡消火薬剤の保有状況の把握や化審法に基づく取扱い上の技術基準の適合義務の遵守について依頼文を発出。多くの事業者において、交換・処分が進んでいる状況。今後も引き続き、各種媒体を活用し、代替促進に向けた働きかけを継続的に行い、フォローアップを行う予定。                                                                                  |
| その他<br>(駐車場)             | 環境省・消防庁は、泡消火薬剤の所有者や取扱事業者等に向けたパンフレットを作成・配布すること等により、国が定める技術上の基準等に基づく適切な管理を徹底することに加え、点検等の機会を捉えて、PFOS等含有泡消火薬剤の交換・処分を行うよう働きかけている。<br>また、地方公共団体が泡消火薬剤の在庫量を把握することを想定し、その調査方法及び参考情報を取りまとめた「PFOS等含有泡消火薬剤在庫量調査マニュアル」を2026年3月に策定、周知。                                                                             |

## ◆PFOS等含有泡消火薬剤＝在庫量の把握が課題

- 代替や処分が進んでいる施設もあるが、国内全体としてどの程度の薬剤がどこに保有されているのか、より精緻に把握する必要がある。
- 市中にある泡消火設備からの誤放出等による漏洩事故も発生しており、在庫量の把握が十分にできていない施設における「見えない在庫」が環境汚染の潜在的なリスクとなっている。

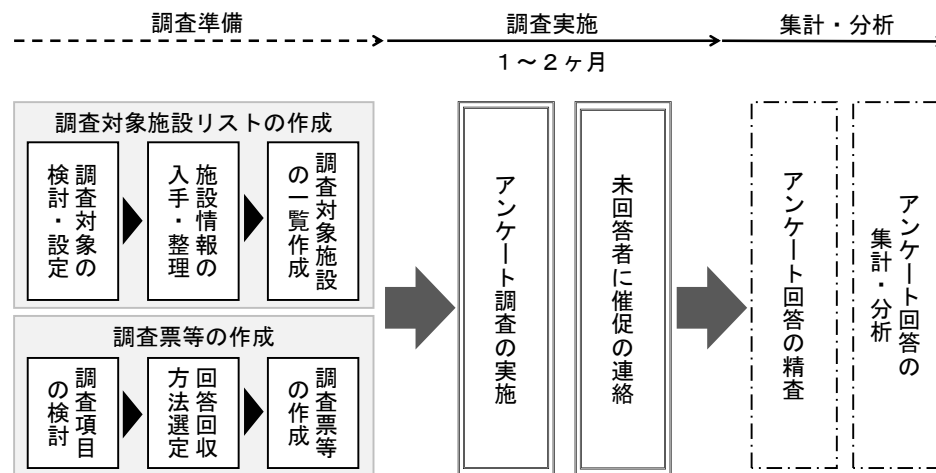


## ◆在庫量調査マニュアルの策定

PFOS 等含有泡消火薬剤による環境汚染の未然防止を目的として、地方公共団体が泡消火薬剤の在庫量を把握するための調査を実施するにあたり、参考となる情報をまとめた「**PFOS等含有泡消火薬剤在庫量調査マニュアル**」を令和8年3月に策定し、地方公共団体に周知。

<https://www.env.go.jp/chemi/kagaku/AFFFmanual.html>

⇒**計画的な代替と適正処理**を効果的に促進するための施策の検討へ活用。



PFOS等含有泡消火薬剤の在庫量調査の基本的な進め方

# 泡消火薬剤の所有者等へ向けたパンフレット（令和8年5月作成）

- PFOS・PFOAを含有する泡消火薬剤等の取扱い・処理について、消防庁と共同でパンフレットを作成。
- 泡消火薬剤等の取扱事業者に対し、技術上の基準及び表示義務告示に基づき管理するよう周知。
- 泡消火薬剤の所有者に向けては、廃棄の方法、漏洩事故時の対応、代替の検討にかかる参考情報等（消防法令の改正）を記載。

2026年5月発行

型式番号の確認・法令判定

規制背景・漏洩時対応・廃棄

日常管理・薬剤代替

泡消火設備等を保有されている皆様へ

## PFOS・PFOAを含有する泡消火薬剤等の取扱い・処理について

**Check**

保有している泡消火薬剤の型式番号の確認…p2

保有している薬剤に関する法令の確認…p3

PFOS・PFOAの特徴…p4

泡消火薬剤の廃棄…p4

泡消火薬剤の漏洩時の対応…p5

泡消火薬剤の日常管理・点検…p6

PFOS等を含有しない泡消火薬剤への代替…p7

消防法令の改正…p7

PFOS等含有泡消火薬剤は、現在、法令により製造・輸入が原則禁止されています。泡消火薬剤の保有・使用が直ちに違法となるわけではありませんが、漏洩事故や誤放出を防ぐことが重要です。

薬剤が漏洩した場合、以下に係る費用が発生する可能性があります。

- ・大規模な設備の取替工事、建築設備の清掃等の実施
- ・地下水の水質調査の実施 等

御自身の所有するマンションや商業施設の駐車場等に、泡消火薬剤が保管されていませんか？

泡消火薬剤について正しく知り、正しく管理しましょう。

型式番号

### 泡消火薬剤の漏洩時の対応

**Check 5**

水濁法における指定物質を含む泡消火薬剤・泡水溶液の流出時（消火活動を除く）には、届出義務あり！

- ①初動対応と応急措置**
  - ・被害拡大防止措置（排水口閉鎖、拡散防止 等）
  - ・漏洩薬剤の拭き取り（布・吸着材等の使用、回収）
  - ・曝露した人・車両への対応（洗浄 等）
- ②届出**
  - ・水質汚濁防止法に基づき速やかに都道府県知事（電話・書面等）
- ③現場復旧**
  - ・排水等の回収と適正処理
  - ・事故・対応内容の記録と保存
- ④再発防止**
  - ・原因調査、設備点検
  - ・関係者への周知、教育

**流出時とは**

- ・車両の衝突、天災、老朽化や誤作動、いたずら等による薬

**流出時の適切な対応**

- ・流出時は速やかに応急措置（引き続く薬剤の流出防止、流出薬
- ・公共用水域に流出又は地下に浸透した際は、状況・応急措置の届出義務が生じる場合があります。

※都道府県知事等から応急措置命令を受けても従わない場合または50万以下の罰金に課せられます。

※水濁法届出義務の対象になりうる薬剤は、2ページでご確認ください。

型式番号

### 消防法令の改正

**Check 8**

駐車場の泡消火薬剤保有者は、要チェック！

消防法令が改正され、**駐車場に設ける泡消火設備について、大幅な改修を必要とせず、有機フッ素化合物(PFAS)を含有しない泡消火薬剤への交換が可能となる場合があります。**

**消防法施行規則の改正概要（2026年3月）**

駐車場に設ける泡消火設備について、火災を初期に抑制することができるものとして一定の消火試験を満足したものにあっては、泡消火薬剤の種別にかかわらず、当該試験を満足した放射量とすることができる規定を追加（消防法施行規則第18条関係）。

【下表】駐車場における泡消火設備の放射量

| 泡消火薬剤の種別              | 床面積1㎡当たりの放射量 |                 |
|-----------------------|--------------|-----------------|
|                       | 改正前          | 改正後             |
| 水成膜泡消火薬剤【PFAS含有】      |              | 3.7L/min        |
| たん白泡消火薬剤【PFAS非含有】     | 6.5L/min     | 3.7L/min        |
| 合成界面活性剤泡消火薬剤【PFAS非含有】 | 8.0L/min     | ※一定の消火試験を満足したもの |

改正前  
薬剤を代替時、放射量を増やすため大幅な改修が必要。

改正後  
薬剤の代替時、放射量はそのまま改修負担を低減。

日常管理・薬剤代替

PFOS等を含有する消火器・泡消火薬剤等の取扱い及び処理について  
<https://www.env.go.jp/chemi/kagaku/pfos.html>



## (参考) 令和6年度PFOS等含有泡消火薬剤全国在庫量調査(概要)



- POPs条約国内実施計画のため、PFOS等を含有する泡消火薬剤の全国在庫量を4年ごとに調査。(今回調査からPFOSに加えPFOA、PFHxSについても調査対象となっている)
- PFOS等を含有する泡消火薬剤の量は約209万L(うち、PFOS等の含有量は約12トン)。前回調査と比べて、PFOS含有泡消火薬剤の量は45%減、PFOS含有量は36%減。
- 施設別では、消防機関、空港、自衛隊関連施設が大幅減(代替が進捗)。石油コンビナート等やその他(駐車場)は微増しているが、PFOS等含有泡消火薬剤が新たに設置されることはないため、調査精度の向上が主な理由と考えられる。

※令和8年8月更新。令和6年11月1日の報道発表資料から一部数値を修正。

|                       | 計     | 消防機関  | 空港    | 自衛隊<br>関連施設 | 石油コンビ<br>ナート等 | その他(駐車場) |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------------|---------------|----------|
| PFOS含有泡消火薬剤の量(万リットル)  | 185.0 | 4.4   | 6.2   | 0           | 78.1          | 96.3     |
| PFOS含有量(トン)           | 11.45 | 0.19  | 0.44  | 0           | 1.96          | 8.84     |
| PFOA含有泡消火薬剤の量(万リットル)  | 23.9  | 7.4   | 3.9   | 4.0         | 5.0           | 3.9      |
| PFOA含有量(トン)           | 0.012 | 0.004 | 0.002 | 0.002       | 0.003         | 0.002    |
| PFHxS含有泡消火薬剤の量(万リットル) | 0     | 0     | 0     | 0           | 0             | 0        |
| PFHxS含有量(トン)          | 0     | 0     | 0     | 0           | 0             | 0        |

### 参考：前回(令和2年度)の調査結果

|                      | 計     | 消防機関  | 空港   | 自衛隊<br>関連施設 | 石油コンビ<br>ナート等 | その他(駐車場) |
|----------------------|-------|-------|------|-------------|---------------|----------|
| PFOS含有泡消火薬剤の量(万リットル) | 338.8 | 119.2 | 14.2 | 38.0        | 87.1          | 80.5     |
| PFOS含有量(トン)          | 17.82 | 3.01  | 1.44 | 3.84        | 1.92          | 7.62     |

※四捨五入して表記しているため、合計が合わない場合がある。  
 ※不明薬剤については、全PFOS含有薬剤のPFOS濃度の平均を用いて含有量を算出。